【長期優良住宅（２００年住宅）にかかる固定資産税の軽減】

長期にわたって良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅の普及を促進するため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅を新築した場合、当該家屋にかかる固定資産税が減額されます。

※この特例措置は、現行の新築住宅特例に代えて適用します。

１．対象家屋

平成２１年６月４日から法に定められた期間までに新築された認定長期優良住宅

２．減額内容及び適用期間

新築から５年度分（３階建て以上の中高層耐火住宅については７年度分）の固定資産税（一戸あたり１２０㎡相当分までに限る。）が１／２減額されます。

※都市計画税には、減額の適用はありません

３．申告手続き

「認定長期優良住宅にかかる固定資産税の減額適用申告書」と「長期優良住宅認定通知書の写し」を住宅を新築した年の翌年の１月３１日まで（１月１日新築の場合は、その年の１月３１日まで）に税務課へ提出していただく必要があります。

※上記の申告書の用紙については、家屋調査の際にお渡ししております。